

# 音更町下水道事業からのお知らせ

平成30年4月1日より単体ディスポーザの使用が可能になります。

## 1. ディスポーザとは？

台所の流し台の排水口に取り付け、家庭内で発生する生ごみを粉碎処理し、水と一緒に下水道に直接排出する装置です。（下記の2種類のタイプがあります。）

- ・ 単体ディスポーザ（処理した生ゴミを直接下水道管へ流す）  
⇒ H30.4.1より使用可能
- ・ 排水処理装置付きディスポーザ（生ごみと液体を分離し、液体のみを下水道管へ流す）  
⇒ 使用可能

ディスポーザを使用することによって、すべての生ごみを流すことが出来るわけではなく、分別が必要となります。

### 処理できるもの

- ・ 野菜くず、魚、果物、残飯、麺類など（一般的な食物類に限ります。）

### 処理できないもの

- ・ 繊維質の多い食物や野菜類（とうきびの外皮やセロリ、イカの生皮など）
- ・ 硬いもの（貝殻、牛や豚などの太い骨、金属類、プラスチック類など）
- ・ その他（割り箸、ラップ類、たばこの吸殻など）

※詳細はメーカーの「取扱い説明書」をご確認のうえご使用下さい。

## 2. 使用可能なディスポーザの機種について

公益社団法人日本下水道協会が定める「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準（案）」に基づき評価されている機種に限ります。

## 3. ディスポーザを設置・使用する場合について

ディスポーザを設置・使用する場合は、事前に音更町（上下水道課）への設置申請・承認が必要となります。

設置申請および設置工事は、音更町指定排水設備事業者に依頼してください。  
（ディスポーザは排水設備ですので、音更町指定設備事業者以外は施工できません）

なお、すでに単体ディスポーザを設置している場合についても、お手数ですが、同様に設置申請（届出）をしてください。

※指定工事事業者の一覧はホームページの「音更町指定給水装置・排水設備工事事業者」をご覧ください。

## 4. ディスポーザの設置・使用における注意事項

### ①設置にかかる費用

本体の購入費、設置工事費、電気工事費などが別途かかります。

### ②使用にかかる費用

ディスポーザ稼働による電気料金、上下水道料金などが別途かかります。

### ③ディスポーザ設置は、義務化していません。

ディスポーザの設置は強制ではありません。設置については、ご自身でご判断をお願いいたします。

ディスポーザ導入に便乗した悪質な訪問販売などにはご注意ください。

## 5. その他

### ①設置・使用は家庭用に限りませ

使用は家庭用に限り、事業用途での設置・使用はできません。

### ②個別排水では使用できません

使用は公共下水道利用者に限り、個別排水処理施設では使用できません。

※ご不明な点、ご質問等につきましては、下記までお問い合わせください。

音更町 建設水道部 上下水道課 給排水係

〒080-0198 音更町元町 2 番地

TEL (0155) 42-2111 (375)・FAX (0155) 42-2142



ディスポーザ（設置例）